

## 新潟市建築設計業務委託特記仕様書

令和5年5月20日改正施行

## I 委託業務概要

## 1 対象業務

委託番号 基委公建第1号  
委託名 巻斎場整備基本設計業務委託

## 2 設計趣旨

老朽化した施設を更新整備し、増加が予想される火葬需要への対応と市民サービス向上を図る。

## 3 履行期間

契約の日から 令和6年3月15日まで

4 本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された特記事項については「◎」印が付いたものを適用する。

## 5 設計と条件

## (1) 敷地の条件

- ① 建設場所 新潟市西蒲区和納地内
- ② 敷地面積 5,958㎡
- ③ 都市計画 都市計画区域
- ④ 区域区分 市街化調整区域
- ⑤ 地域地区 ー
- ⑥ 防火指定等 ー
- ⑦ 建蔽率 80%（うち、角地加算10%）
- ⑧ 容積率 200%

## (2) 施設の条件

- ① 施設の名称 巻斎場
- ② 施設の用途 斎場（平成31年国土交通省告示第98号 別添二 第二号 第2類）
- ③ 構造・規模 未定・延べ面積1,200㎡程度

## (3) 建設の条件

- ① 工事費全体予定額 830,000千円（消費税相当額を含む）
- ② 工事予定期間 令和7年から令和9年まで

(4) 設計と条件の資料

設計と条件については、次の資料による。

- ・基本設計書
- 指示事項書
- 所要室一覧

## II 委託業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「新潟市建築設計業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）」によるものとする。

### 1 設計業務の内容及び範囲

#### (1) 一般業務の範囲

一般業務の内容は、平成31年国土交通省告示第98号（以下「告示」という。）別添一第1項に掲げるものとし、詳細は下記の①及び②による。

なお、以下に掲げる業務は一般業務に含まれる。

- 1) 委託業務の履行にあたって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む）
- 2) 計画通知（建築基準関係規定（みなし規定を含む）等に係る法令・条例に関する許認可等を含む）に係る関係機関との打合せ、申請図書及び書類の作成、指摘事項への対応（質疑応答、書類の修正等）等に係る業務（ただし、改修設計の場合は一般業務に含まれないものとする）

#### 3) 工事費概算書の作成

##### ① 基本設計（以下の項目の適用欄に○印を付したのものに関する標準業務）

適用	項目	適用	項目
○	建築（総合）	○	機械設備（ガス設備）
○	建築（構造）	○	昇降機設備
○	電気設備	○	外構
○	機械設備（空気調和設備）	○	解体
○	機械設備（衛生設備）		

##### ② 実施設計（以下の項目の適用欄に○印を付したのものに関する標準業務）

適用	項目	適用	項目
	建築（総合）		昇降機設備
	建築（構造）		外構
	電気設備		解体
	機械設備（空気調和設備）		耐震補強
	機械設備（衛生設備）		
	機械設備（ガス設備）		

#### (2) 対象外業務

上記一般業務の内、本業務において対象外となるものは「別紙1 対象外業務一覧」による。

(3) 追加業務の内容及び範囲

以下の項目の適用欄に○印を付したものを追加業務とする。

適用	項目	
	積算業務 工事費内訳書（積算数量調書含む） の作成、単価作成資料の作成、見 積の徴収、見積検討資料の作成	建築積算
		電気設備積算
		機械設備積算
		外構積算
		解体積算
		耐震補強
○	透視図作成 【種類】外観1面【大きさ】A3版【電子データ】PNG	
	模型製作 [【縮尺】○/○○【主要材料】○○製【ケース】有無 ○○○製 ]	
	計画通知（建築基準関係規定（みなし規定を含む。）等に係る法令・条例に関する 許認可等を含む）に関する申請手続き業務（必要な図書の作成は含まない） 注：※1～4に関する手続き業務を除く	
	構造計算適合性判定に関する申請手続き業務（必要な図書の作成は含まない） ※ 1	
	建築物省エネ法第13条第2項に規定する「建築物エネルギー消費性能確保計画」 に関する申請手続き業務（必要な図書の作成は含まない） ※2	
	建築物省エネ法第20条第2項に規定する「建築物のエネルギー消費性能の確保 のための構造及び設備に関する計画」に関する申請手続き業務（必要な図書の作 成は含まない） ※3	
	建築基準法の許可申請に関する申請手続き業務（必要な図書の作成は含まない） ※4	
	新潟市中高層建築物の建築に関する指導要綱に関する計画建築物の届出書の作成 及び申請手続き業務（標識看板の作成、設置報告書等の届出含む）	
	新潟市共同住宅の建築指導要綱に関する共同住宅建築計画届出書の作成及び申請 手続き業務（標識看板の作成、設置報告書等の届出含む）	
	新潟市建築物総合環境性能評価制度（CASBEE 新潟）に関する建築物環境配慮計 画書の作成及び申請手続き業務	
	景観法に関する景観計画区域内における行為の届出書の作成及び申請手続き業務	
	新潟市生活環境の保全等に関する条例に関する指定開発事業の届出書の作成及び 申請手続き業務	
	新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に関する家庭系廃棄物集積場設 置届出書又は事業系一般廃棄物及び再利用対象物保管場所設置届出書の作成及び 申請手続き業務	

	都市再生特別措置法に基づく新潟市立地適正化計画に関する届出書の作成及び申請手続き業務
	土壌汚染対策法に関する一定の規模以上の土地の形質の変更届出書の作成及び申請手続き業務
	リサイクル計画書の作成
○	住民説明等に必要な資料の作成（法令等に基づくものを除く。）
○	概略工事工程表の作成 （現場条件に制約がある場合を除き、週休2日を前提とした工程表を作成する）
	アスベスト分析調査（○検体）
	全体改修計画の作成（施設全体の諸室配置計画・平面計画の作成、諸条件の整理、改修スケジュールの立案、法チェック、施工条件の整理等）
	個別改修計画の作成（諸室の平面計画の作成、諸条件の整理、改修スケジュールの立案、法チェック、施工条件の整理等）
	改修工法比較表の作成（○○改修及び○○改修）
	アスベスト含有調査建材一覧表の作成
	認定申請書の作成及び申請手続き業務

2 管理技術者等の資格要件（「○」のある資格等を有することとし、「◎」が複数ある場合は、特記なき限り当該いずれかの資格を有するものとする。）

管理技術者等の資格要件は次による。

(1) 管理技術者

管理技術者は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による下記の資格を有し、業務を的確に掌握すると共に、高度な技術能力及び経験を有する者とする。

なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- ◎ 一級建築士
  - ・ 構造設計一級建築士
  - ・ 建築設備士
  - ・ 設備設計一級建築士
  - ・ 二級建築士

(2) 主任担当技術者

建築（意匠及び構造）、電気設備及び機械設備の各部門の責任者として、下記の資格を有する主任担当技術者をそれぞれ 1 名ずつ選定し、配置する。

【建築（意匠）主任担当技術者】

- ◎ 一級建築士
  - ・ 二級建築士

- ・ 建築設計業務に関し、5年以上の実務経験を有する者

【建築（構造）主任担当技術者】

○ 一級建築士

- ・ 一級建築士であり、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条の規定に基づく 国土交通大臣登録耐震診断者資格講習【鉄筋コンクリート造】・【鉄骨造】を受講終了した耐震診断資格者
- ・ 一級建築士であり、平成25年11月25日以降、一般社団法人日本建築防災協会が専権主催する下記講習会を受講し、当該受講を証明できるもの
  - 1) 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断・耐震補強設計講習会
  - 2) 既存鉄骨造建築物の耐震診断・耐震補強設計講習会

○ 構造設計一級建築士

- ・ 構造設計一級建築士であり、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条の規定に基づく 国土交通大臣登録耐震診断者資格講習【鉄筋コンクリート造】・【鉄骨造】の受講終了した耐震診断資格者
- ・ 構造設計一級建築士であり、平成25年11月25日以降、一般社団法人日本建築防災協会が専権主催する下記講習会を受講し、当該受講を証明できるもの
  - 1) 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断・耐震補強設計講習会
  - 2) 既存鉄骨造建築物の耐震診断・耐震補強設計講習会

・ 二級建築士

- ・ 建築構造設計業務に関し、5年以上の実務経験を有する者

【電気設備主任担当技術者】

○ 建築設備士

○ 設備設計一級建築士

- ・ 技術士、電気工事士、電気主任技術者、若しくは電気工事施工管理技士のいずれかの資格を有する者
- ・ 電気設備設計業務に関し、5年以上の実務経験を有する者

【機械設備主任担当技術者】

○ 建築設備士

○ 設備設計一級建築士

- ・ 技術士若しくは管工事施工管理技士のいずれかの資格を有する者
- ・ 機械設備設計業務に関し、5年以上の実務経験を有する者

(3) 管理技術者等の兼務

管理技術者等は資格要件を満たす場合、以下の部門において兼務して従事することができる。

(以下の欄に同じ印を付したものはそれぞれ兼務できるものとする)

	管理技術者	主任担当技術者
建築（意匠）	○	○
建築（構造）		※
電気設備		★

機 械 設 備		▲

例) ○と○、※と※、★と★ など

### 3 貸与資料等

設計に際して以下の資料を貸与するものとし、受注者は、設計が完了したとき、速やかにこれを返却するものとする。（以下の該当する項目欄に○印を付したもの）

適用	項 目	形式
○	敷地測量図等	○冊子 ・画像データ ○CAD
○	地質調査報告書	○冊子 ・画像データ
○	既存建築物設計図 (○意匠 ○構造 ・昇降設備 ○外構)	・冊子 ○画像データ ・CAD
○	既存建築物設計図 (○電気設備 ○空調設備 ○衛生設備 ・ガス設備)	・冊子 ○画像データ ・CAD
	本業務に係る基本設計図書	・冊子 ・画像データ ・CAD
	本業務に係る工法検討業務成果品	・冊子 ・画像データ ・CAD
	構造計算書	・冊子 ・画像データ
○	設計単価データ	○RIBC2標準単価
	アスベスト分析調査報告書	・冊子 ・画像データ

### 4 業務の実施

#### (1) 一般事項

- ① 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等に基づき行う。
- ② 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- ③ 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- ④ 設計にあたっては、工事現場の生産性向上（省人化や工事日数短縮）に配慮する。

#### (2) 適用基準等

本業務では、「別紙2 適用すべき基準及び参考とすべき資料」に掲げる基準等を適用することを原則とする。各基準等の適用の詳細は監督員との協議により決定する。

#### (3) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

- ① 業務着手時
- ② 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- ③ その他

#### (4) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載し、原則、契約後14日以内に発注者に提出する。ただし、これによりがたい場合は、監督員との協議により決定する。

- ① 業務体制

- (7) 管理技術者の氏名、所属・役職、保有資格、実務経験年数、同種又は類似業務の実績、契約日から5年以内に竣工した施設の設計業務実績及び現在の手持業務の状況
  - (1) 各主任担当技術者の担当分野、氏名、所属・役職、保有資格、実務経験年数、同種又は類似業務の実績、契約日から5年以内に竣工した施設の設計業務実績及び現在の手持業務の状況
  - (ウ) 担当技術者の担当分野、氏名、所属・役職、保有資格、実務経験年数、同種又は類似業務の実績（担当技術者を配置する場合）
  - (I) 協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的な内容（協力者がある場合）
  - (オ) 追加する分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名・所属・役職・保有資格・実務経験年数・過去5年間の当該分野における業務の実績及び現在の手持業務の状況（総合、構造、電気及び機械以外に分担業務分野がある場合）
- 注）「同種又は類似業務の実績」とは、次の全ての項目に該当する実績をいう。なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。
- A) 契約日から5年以内に完成した施設の設計業務実績
  - B) 本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績（ただし、管理技術者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。）
  - C) 国土交通省告示第98号別添二第二号第2類にあたるもの

## ② 設計方針

### (7) 業務への取組体制

与条件、発注者の要求等を設計条件として整理し設計に反映させる方法、検討すべき事項及び発注者と協議して合意に達しておく必要のある事項等を整理し、設計のための基本事項を確定する方法等の設計をまとめていく考え方について記載する。

### (1) 品質管理計画

設計主旨を踏まえ本業務の品質確保のために配慮する事項を記載する。また、各工事間の整合性の確認方法、施工実現性の確認方法等についても併せて記載する。

### (ウ) コスト管理計画

提示された工事費全体予定額の範囲内の設計とするために、設計の各段階で行うコスト管理方法について記載する。

### (I) 工程管理計画、工程表

業務の進捗状況の管理方法、履行期間及び業務の履行にあたっての条件等に記載される各種提出期限の管理方法等について記載する。また、工程管理計画を踏まえ業務委託契約条項第3条に定める工程表を必要に応じて修正し提出する。なお、工程表は「参考1～3 標準業務フロー」を参考に作成する。

### (オ) 分野（意匠・構造・設備）ごとの個別の配慮事項

### (カ) その他業務実施上の配慮事項

## (5) 業務の履行にあたっての条件等

### ① 成果品の提出場所（建築部公共建築課）

② 成果品の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

③ 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とする。

(ア) 写真は、新潟市が行う事務並びに新潟市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

(イ) 次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)

A) 写真を公表すること。

B) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(6) 成果物等の情報の適正な管理

① 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、成果物等の情報を適正に管理する。なお発注者は措置の実施状況について報告を求められることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求められることができるものとする。

成果物等とは、

1) 別紙3 成果図書一覧に規定する成果物(未完成の成果物を含む。)

2) その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与されたもの等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。

(ア) 発注者の承諾無く、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど(ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む)しない。

(イ) 業務の履行のための協力者等への図面等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。

(ロ) 成果物等の情報の送信又は運搬は、業務の履行のために必要な場合のほかは、発注者が必要と認めた場合に限る。また、必要となる情報漏洩防止を図るため、電子データによる送信または運搬にあたってのパスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。

(ハ) サイバー攻撃に対して、必要となる情報漏洩防止の措置を講ずる。

(ニ) 貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、履行後は発注者に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。

(ホ) 契約の履行に関して知り得た秘密については、秘密の保持が求められるものとなるので特に取扱いに注意する。

② 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれ認められた場合は、速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。

③ 上記①及び②の規定は、契約終了後も対象とする。

④ 上記①、②及び③の規定は、協力者等に対しても対象とする。

(7) ウィークリー・スタンスの実施

建設関連企業の就労環境を改善し、魅力を創出するためには受発注者が良好な関係を築く



必要があるため、受発注者間の業務のすすめ方として、下記のとおりウィークリー・スタンスについて取り組みに努めることとする。

(ア) マンデー・ノーピリオド（月曜日は依頼の期限日としない）

(イ) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時に帰宅できるように必要な対応（業務時間外の連絡を行わない等）を心がける）

(ウ) フライデー・ノーリクエスト（金曜日に依頼しない）

(エ) オーバーファイブ・ノーミーティング（午後5時以降にかかる打合せを行わない）

(オ) イブニング・ノーリクエスト（就業間際、終業後に依頼を行わない）

なお、ウィークリー・スタンスは受発注者間の姿勢（スタンス）を示したものであり、各種条件や企業方針、及び必要とする作業日数等の確保により曜日の変更等行うことができる。

また緊急対応については、上記の限りではなく、受発注者が協力して臨機の対応を行うものとする。

#### (8) その他

業務の実施にあたっては、下記による。

- ① 関係する法令及び条例等の規定、委託仕様書、適用基準を遵守し、監督員の指示により業務を進めるものとする。
- ② 現地の交通状況等周辺状況を十分調査把握し、給水、排水、ガス、電気設備等について関係機関と十分打合せを行い、監督員と常に緊密に連絡協議をするものとする。
- ③ 建設費並びに将来的な光熱水費を含めた維持管理費について、コスト縮減に留意するものとする。長寿命化に必要な耐久性や維持管理に必要な性能及び社会的・技術的情勢の変化に対応可能な性能等を十分に検討するものとする。
- ④ 地域の文化や歴史（本仕様書において「地域の宝」と称する。）を探究し、「地域の宝」を活かした施設づくりを行うものとする。
- ⑤ 基本設計時における工事費概算額の算定にあたっては、類似する複数の物件の工事単価を調査するなど、的確な算定を行うものとする。
- ⑥ 受注者は、自らの責任において設計の各段階で設計内容とコストの調整を適切に行い、概算工事費が工事費全体予定額の範囲内かつ設計内容が与条件、発注者の要求等の設計条件を満たしていることを確認する。概算工事費が工事費全体予定額を超過した場合においては、受注者は設計再検討を行い、概算工事費を工事費全体予定額に収める。実施設計における工事費内訳書の工事費が工事費全体予定額を超過した場合も同様とする。ただし、本仕様書に記載される設計範囲その他の条件が変更され工事費全体予定額を超過する場合は、監督員と協議するものとする。
- ⑦ 特定の材料、工法等の指定とならないよう複数の材料・工法等を調査のうえ、選定すること。また、図面表記においても特定の材料、工法等の指定となる記載は行わない。ただし、これによりがたい場合は監督員と協議するものとする。
- ⑧ 工事に含むことのできない電話・LAN・機械警備・什器等の移設が必要となる場合は、監督員に報告し、必要に応じて関係機関等と協議を行うものとする。
- ⑨ アスベスト含有調査建材一覧表の作成は下記による。  
受注者は既存図の確認及び現地調査を行い、工事範囲内におけるアスベスト含有（0.1%

超) 建材の有無を確認する。確認にあたっては、「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル(厚生労働省\_令和4年3月)」を参考にし、築年、改修履歴、分析調査結果等を踏まえ別記4号様式 アスベスト含有調査建材一覧表を作成する。なお、発注者が貸与するアスベスト分析調査報告書及び本業務で行うアスベスト分析調査の対象建材の他にアスベスト含有が疑われる建材を確認した場合は、監督員に報告し追加調査の協議を行うものとする。

アスベスト含有(0.1%超)建材が使用されている場合は、必要に応じて関係機関(新潟又は新潟労働基準監督署、新潟市環境部環境対策課)と協議を行い、除去方法について検討を行うこととする。

- ⑩ 業務に関し疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議するものとする。

## 5 成果図書

### (1) 成果物、提出部数等

「別紙3 成果図書一覧」による。

作成にあたり材料等の名称は、「別紙2 適用すべき基準及び参考とすべき資料」に掲げる標準若しくは共通仕様書、日本建築学会、JIS及びJAS等に使用されている名称を使用するものとする。

### (2) 設計説明書

「別紙3 成果図書一覧」に掲げる設計説明書に下記事項及び監督員の指示した事項を記入のうえ、関連する資料とともに監督員に提出するものとする。

部数は「別紙3 成果図書一覧」によることとする。

(以下の該当する項目欄に○印を付したもの)

適用	項目	適用	項目
○	設計要旨及び設計概要	○	景観計画
○	法令調書	○	色彩計画
○	動線計画	○	外構計画
○	建築計画	○	植栽計画
○	構造計画	○	雨水排水計画
○	設備計画	○	防犯計画
○	防災計画	○	コスト縮減計画(比較表等)
○	サイン計画		
○	工程計画		
	上記計画概要についての説明パネル作成(A1判)		

### (3) 設計図

① 基本設計図は「別紙3 成果図書一覧(1) 基本設計」に掲げる内容のものを作成するものとする。

② 実施設計図は「別紙3 成果図書一覧(2) 実施設計」に掲げる内容のものを作成するものとする。

- ③ 表示年月は、提出時の年月とする。
- ④ CADデータは、原則としてJW-CADとし、これに抛り難い場合は監督員と協議するものとする。

(4) 工事費内訳書

- ① 工事費内訳書の作成は、「営繕積算システムR I BC 2内訳書作成システム for Windows 最新バージョン」による。ただし、これに抛り難い場合は監督員と協議するものとする。
- ② 用語は、仕様書及び設計図と一致させる。
- ③ 編成は、公共建築工事内訳書標準書式によるものとし、詳細は監督員との協議により決定する。

(5) 見積書

- ① 専門業者等へ見積（以下「業者見積り」という。）に際して、見積り先は発注者の承認を得ること。
- ② 業者見積りに際しては、市の見積り依頼書を見積業者に渡すこと。
- ③ 提出された見積りは整理検討し、委託の成果品として提出する。

なお、本設計業務委託に係る工事の発注年度が、本設計業務委託の履行年度と異なることとなる場合において、関係工事の業者見積りの再徴収が必要となる場合、受注者は、業者見積りの再徴収に協力するものとする。

この際、発注者は、受注者に求める協力に対し最小限になるよう努めるものとする。

## 指示事項書

※現地調査等により、指示事項の変更が必要な場合は、発注者と協議すること

### 1. 設計内容について

- 既存施設を運用しながらの新施設の新築
- 新施設供用開始後の既存施設の解体
- 外構整備

### 2. 火葬炉について

- 火葬炉は3炉設置予定である
- 別途選定する火葬炉整備業者とよく協議し、本設計を進めること

※当該業者に係る情報は、本業務契約後に通知する

※火葬炉整備業者の設計範囲は、本書末尾の新潟市巻斎場火葬炉整備事業要求水準書を参照

### 3. 概略工程表について

- 既存施設を運用しながら新施設を建設することを踏まえて、合理的工程を検討すること



## 対象外業務一覧

(以下の標準業務の該当する欄に×印を付したものは、本業務委託の対象外とする。)

項目	業 務 内 容		対象外 ×
基本設計 に関する 業務	(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	
	(2) 法令上の諸条件の調査及び 関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	
		(ii) 計画通知に係る関係機関との打合せ	
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		
	(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	
		(ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	
(5) 基本設計図書の作成			
(6) 概算工事費の検討			
(7) 基本設計内容の建築主への説明等			
実施設計 等に関する 業務	(1) 要求の確認	(i) 建築主の要求等の確認	×
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	×
	(2) 法令上の諸条件の調査及び 関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	×
		(ii) 計画通知に係る関係機関との打合せ	×
	(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	×
		(ii) 実施設計のための基本事項の確定	×
		(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	×
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	×	
	(ii) 計画通知図書の作成	×	
(5) 概算工事費の検討		×	
(6) 実施設計内容の建築主への説明等		×	
設計意図 の伝達に 関する業 務細分率	(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等		×
	(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		×

## (1) 共 通（国土交通省策定基準等）

基準名等	刊行物名称（最新版とする）
官庁施設の基本的性能基準	官庁施設の基本的性能基準及び同解説
官庁施設の企画書及び企画書対応確認書の標準書式	
官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン	
官庁施設の総合耐震・対津波計画基準	
官庁施設の総合耐震診断・改修基準	官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説
木造計画・設計基準	
木造計画・設計基準の資料	
官庁施設の防犯に関する基準	
官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準	官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準及び同解説
官庁施設の環境保全性基準	
建築設計業務等電子納品要領	
建築 CAD 図面作成要領（案）	

## 共 通（新潟市策定計画・基準及び方針等）

計画・基準及び方針等	所管課
新潟市地域防災計画	防災課
新・新潟市ユニバーサルデザイン推進行動計画	総務課
新潟市公共建築物長寿命化指針	建築保全課
新潟市公共建築物ユニバーサルデザインガイドライン	公共建築課
新潟市環境基本計画	環境政策課
新潟市地球温暖化対策率先実行計画	環境政策課
新潟市グリーン調達推進方針	環境政策課
新潟市地域新エネルギービジョン	環境政策課
にいがた住まいの基本計画（新潟市住宅マスタープラン）	住環境政策課
新潟市地域と住まいの整備計画（新潟地域住宅計画（第3期））	住環境政策課
新潟市景観計画	都市計画課
新潟しみどりの基本計画	みどりの政策課
公共施設緑化ガイドライン	みどりの政策課
犯罪のない安心で安全なまちづくり推進計画	市民生活課
新潟市教育ビジョン	教育委員会教育総務課
新潟市学校施設整備指針	教育委員会施設課

計画・基準及び方針等	所管課
下水道排水設備指針と解説 2016年版	公益社団法人日本下水道協会
給水装置工事施行指針	新潟市水道局
道路占用工事施行方法基準	土木総務課
道路占用工事路面復旧基準	土木総務課
新潟市公共建築物における木材の利用の促進に関する方針	農林政策課
新潟市公共工事環境配慮指針	技術管理課
新潟県福祉のまちづくり条例整備基準及び整備指針	新潟県福祉保健部障がい福祉課

## (2) 建築

基準名等	刊行物名称（最新版とする）
建築工事設計図書作成基準	建築工事設計図書作成基準及び参考資料
建築工事設計図書作成基準の資料	建築工事設計図書作成基準及び参考資料
公共建築工事標準仕様書	同左（建築工事編）（令和4年版）
公共建築改修工事標準仕様書	同左（建築工事編）（令和4年版）
公共建築木造工事標準仕様書	同左（令和4年版）
公共住宅建設工事共通仕様書	同左（建築編）（平成28年度版）
建築設計基準	
建築設計基準の資料	
建築物解体工事共通仕様書	同左（令和4年版）
建築構造設計基準	建築構造設計基準及び参考資料
建築構造設計基準の資料	建築構造設計基準及び参考資料
建築工事標準詳細図	建築工事標準詳細図
昇降機技術基準	昇降機技術基準の解説
擁壁設計標準図	擁壁設計標準図
構内舗装・排水設計基準	
構内舗装・排水設計基準の資料	

## (3) 建築積算

基準名等	刊行物名称（最新版とする）
公共建築工事積算基準	公共建築工事積算基準、 公共建築工事積算基準の解説（建築工事編）
公共建築工事共通費積算基準	公共建築工事積算基準
公共建築工事標準単価積算基準	公共建築工事積算基準
公共建築数量積算基準	公共建築工事積算基準、建築数量積算基準・同解説
公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）	建築工事内訳書標準書式・同解説
公共建築工事積算基準等資料	
公共住宅建築工事積算基準	公共住宅建築工事積算基準



公共建築改修工事の積算マニュアル	公共建築改修工事の積算マニュアル
建築積算のための仮設計画標準	建築積算のための仮設計画標準
営繕工事積算チェックマニュアル（建築工事編）	

#### (4) 設 備

基準名等	刊行物名称（最新版とする）
建築設備計画基準	建築設備計画基準
建築設備設計基準	建築設備設計基準
建築設備工事設計図書作成基準	建築設備工事設計図書作成基準及び参考資料
公共建築工事標準仕様書	同左（電気設備工事編）（令和4年版）
公共建築設備工事標準図	同左（電気設備工事編）（令和4年版）
公共建築改修工事標準仕様書	同左（電気設備工事編）（令和4年版）
公共建築工事標準仕様書	同左（機械設備工事編）（令和4年版）
公共建築設備工事標準図	同左（機械設備工事編）（令和4年版）
公共建築改修工事標準仕様書	同左（機械設備工事編）（令和4年版）
公共住宅建設工事共通仕様書	同左（電気編）（平成28年度版）
公共住宅建設工事共通仕様書	同左（機械編）（平成28年度版）
公共住宅建設工事共通仕様書	同左 別冊 機材の品質・性能基準（平成28年度版）
雨水利用・排水再利用設備計画基準	雨水利用・排水再利用設備計画基準・同解説
建築設備耐震設計・施工指針	建築設備耐震設計・施工指針
建築設備設計計算書作成の手引	建築設備設計計算書作成の手引
空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン	
建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針	建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針
換気・空調設備技術基準	換気・空調設備技術基準・同解説
浄化槽の構造基準	浄化槽の構造基準・同解説
浄化槽の設計施工上の運用指針	
機械設備工事機材承諾図様式集	機械設備工事機材承諾図様式集
建築設備設計・施工上の運用指針	建築設備設計・施工上の運用指針

#### (5) 設備積算

基準名等	刊行物名称（最新版とする）
公共建築工事積算基準	公共建築工事積算基準、 公共建築工事積算基準の解説（設備工事編）
公共建築工事共通費積算基準	公共建築工事積算基準
公共建築工事標準単価積算基準	公共建築工事積算基準
公共建築設備数量積算基準	公共建築工事積算基準、 公共建築設備数量積算基準・同解説
公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）	公共建築工事内訳書標準書式〈設備工事編〉・同解説

公共建築工事積算基準等資料	
公共住宅電気設備工事積算基準	公共住宅電気設備工事積算基準
公共住宅機械設備工事積算基準	公共住宅機械設備工事積算基準
公共建築設備改修工事の積算マニュアル	公共建築設備改修工事の積算マニュアル
営繕工事積算チェックマニュアル(電気設備 工事編、機械設備工事編)	

(6) その他参考とすべき資料

基準名等	刊行物名称（最新版とする）
外断熱建物に関する性能基準	外断熱建物に関する性能基準及び同解説
床型枠用鋼板デッキプレート(フラットデッキ)設計・施工指針	床型枠用鋼板デッキプレート(フラットデッキ)設計・施工指針・同解説
体育館等の天井の耐震設計ガイドライン	体育館等の天井の耐震設計ガイドライン(日本建築センター刊)
建築物の解体等工事における石綿粉じんへの暴露防止マニュアル	建築物の解体等工事における石綿粉じんへの暴露防止マニュアル
建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル	建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル
建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン	建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン
石綿含有廃棄物等処理マニュアル	石綿含有廃棄物等処理マニュアル
アスベスト含有成形板の塗装改修工事指針	アスベスト含有成形板の塗装改修工事指針
飛散漏洩対策徹底マニュアル	飛散漏洩対策徹底マニュアル
石綿粉じんへのばく露防止マニュアル	石綿粉じんへのばく露防止マニュアル
既存建築物の吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針	改訂版 既存建築物の吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説
避難安全検証法の解説	避難安全検証法の解説及び計算例とその解説
建築物のための改良地盤の設計及び品質管理	建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針
木造住宅用の防耐火構造標準	木造住宅用の防耐火構造標準納まり図
木造軸組工法住宅の横架材及び基礎のスパン表(2018年版)	木造軸組工法住宅の横架材及び基礎のスパン表(2018年版)
木造軸組工法住宅の限界耐力計算による設計	木造軸組工法住宅の限界耐力計算による設計の手引き
2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法	2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法
木造住宅の耐久設計と維持管理・劣化診断	木造住宅の耐久設計と維持管理・劣化診断 —漏水・腐朽・蟻害・虫害対策のために—

基準名等	刊行物名称（最新版とする）
大断面木造建築物接合部設計	大断面木造建築物接合部設計マニュアル
通直集成材を用いたラーメン構造の設計法	通直集成材を用いたラーメン構造の設計法
建築設備改修のアドバイス	建築設備改修のアドバイス
学校施設の音環境保全規準・設計指針	学校施設の音環境保全規準・設計指針
屋外スポーツ施設の建設指針	屋外スポーツ施設の建設指針

#### (7) 天井耐震化関連

基準、刊行物名等	備考
特定天井の定期調査について（技術的助言）	平成 27 年 1 月 13 日 国住指第 3740 号
建築物における天井脱落対策に係る技術基準の解説	国土交通省国土技術政策総合研究所 独立行政法人 建築研究所（平成 25 年 10 月）
平成 28 年基準（隙間なし天井の新基準）の解説	国土交通省国土技術政策総合研究所 国立研究開発法人建築研究所（平成 28 年 7 月）
学校施設における天井等落下防止対策のための手引	文部科学省（平成 25 年 8 月）
体育館等の天井の耐震設計ガイドライン	一般財団法人 日本建築センター（平成 17 年 5 月）
非構造部材の耐震設計施工指針・同解説及び耐震設計施工要領	一般社団法人 日本建築学会（平成 15 年 2 月）
実務者のための既存鉄骨造体育館等の耐震改修の手引きと事例	一般財団法人 日本建築防災協会（平成 16 年 8 月）
天井の耐震改修事例集	一般社団法人 建築性能基準推進協会（平成 28 年 3 月）

## 成果図書一覧

監督員との協議の上、図面名称の変更や集約をできることとし、発注者側に帰すべき事由による設計条件の変更がない限り、図面に差異が生じた場合でも業務委託料の変更は行わない。

### (1) 基本設計

#### ①一般業務

	成果品	製本形態等
<b>A 建築（総合）</b>		
	建築（総合）基本設計図書	
	設計説明書	白図A3判横綴じ製本 5部
	基本設計図 (下記を参考として、必要となる成果図書を提出する。)	白図A3判横綴じ製本 5部
	仕 上 表	
	面積表及び求積図	
	現 況 図	
	敷地案内図	
	配 置 図	
	平 面 図	
	断 面 図	
	立 面 図	
	工事費概算書	1部
	仮設計画概要書	白図A3判横綴じ製本 5部
<b>B 建築（構造）</b>		
	建築（構造）基本設計図書	
	構造設計説明書	白図A3判横綴じ製本 5部
	工事費概算書	1部
<b>C 電気設備</b>		
	電気設備基本設計図書	
	電気設備設計説明書	白図A3判横綴じ製本 5部
	工事費概算書	1部
<b>D 機械設備</b>		
	機械設備基本設計図書	
	機械設備設計説明書	白図A3判横綴じ製本 5部
	工事費概算書	1部
<b>E 昇降機、外構、解体等</b>		
	昇降機設備	白図A3判横綴じ製本 5部

	成果品	製本形態等
	外構	白図A3判横綴じ製本 5部
	解体	白図A3判横綴じ製本 5部
F 資料		
	各種技術資料	1部
	各記録書	1部
	新潟市建築環境総合性能評価制度（CASBEE 新潟）目標値報告書	
	基本設計チェックシート	1部
G その他		
	透視図	A3判 5部
	模型	
<p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築（構造）の成果品は、建築（意匠）基本設計の成果品の中に含めることができる。</li> <li>● 電気設備及び機械設備の成果品は、建築（意匠）基本設計の成果品の中に含めることができる。</li> <li>● 成果物は、監督員の指示により、製本とする。</li> <li>● 成果品は電子データを提出すること。図面はCAD及びPDFとする。その他成果品のデータ形式は監督員との協議による。</li> <li>● 電子データは最新のウィルスチェックを行うこと。</li> </ul>		

(2) 実施設計

①一般業務

	成果品	製本形態等
A 共通（設計図）		
	共通設計図等（下記を参考として、必要となる成果図書を提出する。）	
	表紙	
	図 面 目 録	
	工 事 概 要	
	工 事 区 分 表	
	敷 地 案 内 図	
	配 置 図	
	面積表・面積計算表	
	法規チェックリスト	
B 建築（総合）		
	建築（総合）設計図（下記を参考として、必要となる成果図書を提出する。）	
	特 記 仕 様 書	
	仕 上 表	
	平 面 図	
	立 面 図	
	断 面 図	
	各 部 伏 図	
	矩 計 図	
	各 部 詳 細 図	
	室 内 展 開 図	
	建 具 表	
	家 具 表	
	仮 設 計 画 図	
	工 事 費 概 算 書	

	成果品	製本形態等
<b>C 建築（構造）</b>		
	建築（構造）設計図（下記を参考として、必要となる成果図書を提出する。）	
	特記仕様書	
	構造伏図	
	軸組図	
	各部構造リスト	
	各部構造詳細図	
	土質柱状図	
	工事費概算書	
	構造計算書	
<b>D 電気設備</b>		
	電気設備設計図（下記を参考として、必要となる成果図書を提出する。）	
	特記仕様書	
	電灯設備	
	動力設備	
	雷保護設備	
	受変電設備	
	電力貯蔵設備	
	発電設備	
	各種弱電設備	
	映像・音響設備	
	火災報知設備	
	構内配電線路	
	構内通信線路	
	耐震補強・外壁改修に伴い必要な機器等の 取外・再取付図	
	工事費概算書	
	電気設備計算書	

	成果品	製本形態等
E 機械設備		
空気調和設備設計図（下記を参考として、必要となる成果図書を提出する。）		
	特記仕様書	
	空気調和設備	
	換気設備	
	排煙設備	
	自動制御設備	
	耐震補強・外壁改修に伴い必要な機器等の 取外・再取付図	
	空気調和設備工事費概算書	
	空気調和設備計算書	
衛生設備設計図（下記を参考として、必要となる成果図書を提出する。）		
	特記仕様書	
	衛生器具設備	
	給水設備	
	排水設備	
	給湯設備	
	消火設備	
	浄化槽設備 （配置、人員算定計算）	
	厨房設備	
	グラウンド散水設備	
	濾過設備	
	さく井設備	
	耐震補強・外壁改修に伴い必要な機器等の 取外・再取付図	
	衛生設備工事費概算書	
	衛生設備計算書	
ガス設備設計図（下記を参考として、必要となる成果図書を提出する。）		
	ガス設備	
	耐震補強・外壁改修に伴い必要な機器等の 取外・再取付図	
	ガス設備工事費概算書	

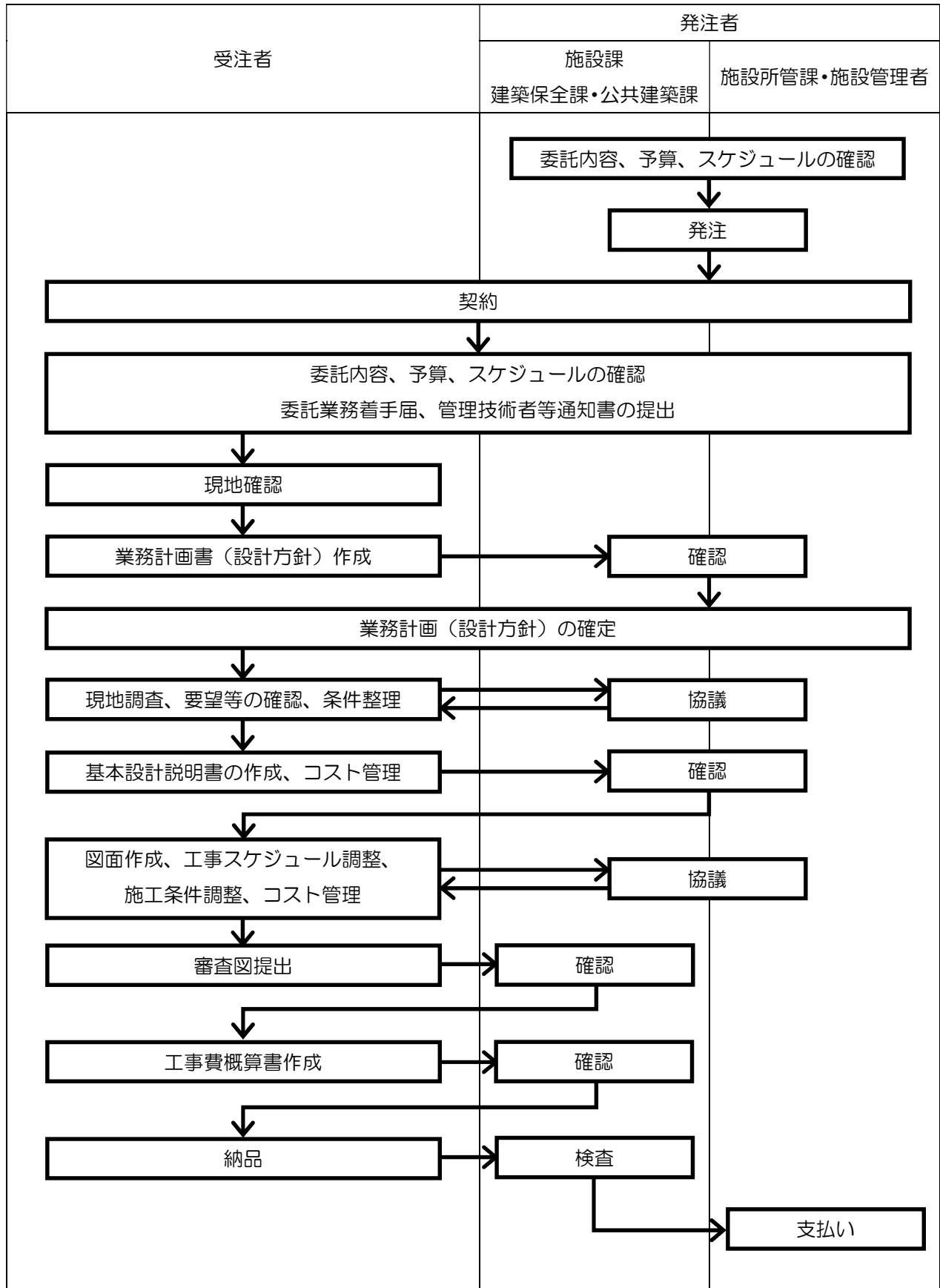


	成果品	製本形態等
	設備構築物 構造計算書	
F 昇降機、外構、解体等		
	昇降機設備設計図（下記を参考として、必要となる成果図書を提出する。）	
	昇降機設備図	
	外構設計図（下記を参考として、必要となる成果図書を提出する。）	
	外構計画図	
	部分詳細図	
	解体設計図（下記を参考として、必要となる成果図書を提出する。）	
	意匠図	
	構造図	
	設備機器リスト	
	仮設計画図	
	工事費概算書	
	各種計算書	

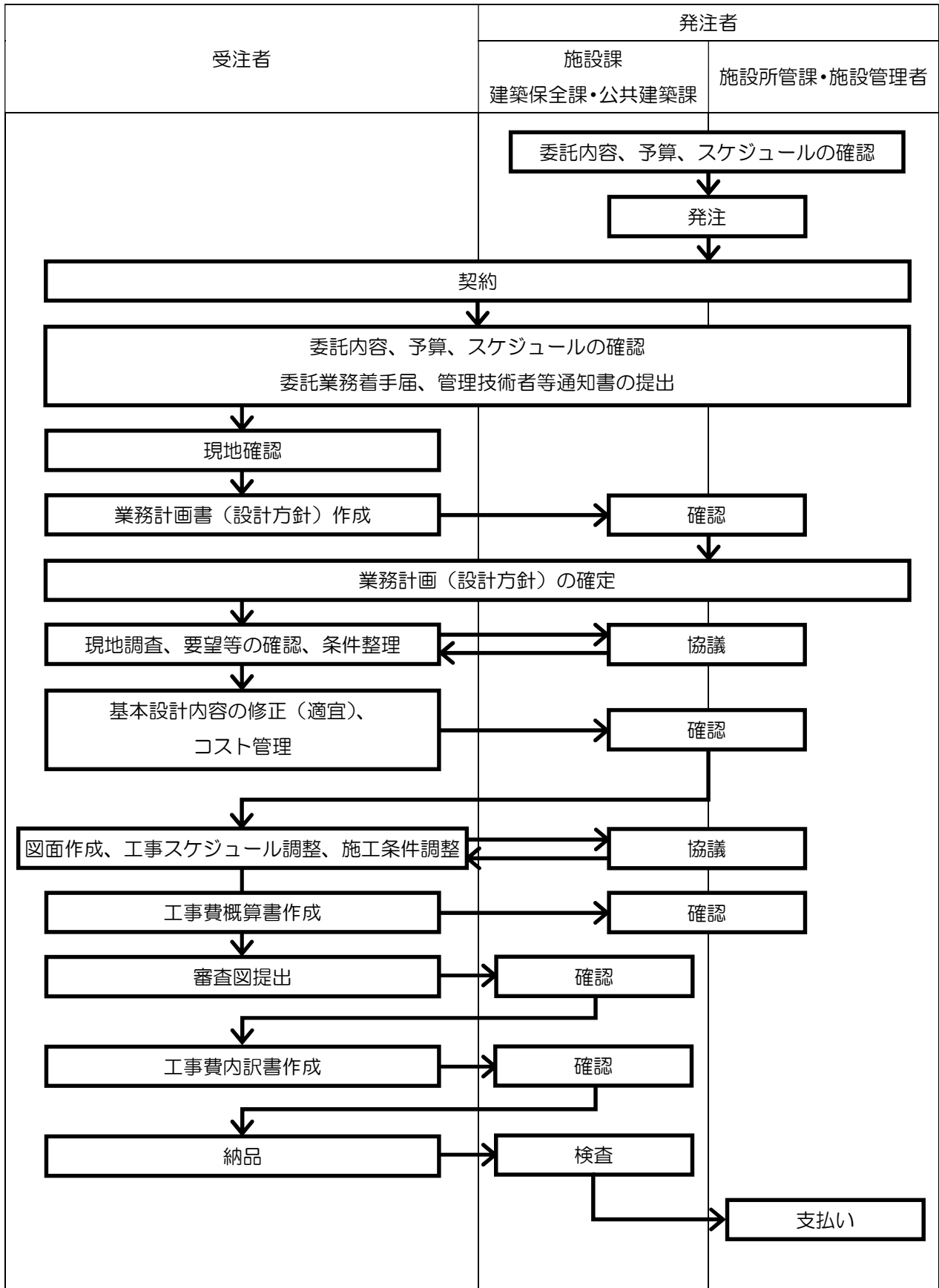
	成果品	製本形態等
G 積算業務		
	<p>建 築 積 算</p> <p>工事費内訳書</p> <p>建築工事積算数量算出書</p> <p>建築工事積算数量調書</p> <p>(下地・仕上げチェックリスト含)</p> <p>見積書等関係資料</p> <p>単価資料</p> <p>営繕工事積算チェックマニュアル</p> <p>(建築工事編)</p>	
	<p>電気設備積算</p> <p>工事費内訳書</p> <p>電気設備工事積算数量算出書</p> <p>電気設備工事積算数量調書</p> <p>見積書等関係資料</p> <p>単価資料</p> <p>営繕工事積算チェックマニュアル</p> <p>(電気設備工事編)</p>	
	<p>機械設備積算</p> <p>工事費内訳書</p> <p>機械設備工事積算数量算出書</p> <p>機械設備工事積算数量調書</p> <p>見積書等関係資料</p> <p>単価資料</p> <p>営繕工事積算チェックマニュアル</p> <p>(機械設備工事編)</p>	

	成果品	製本形態等
H その他		
	各種技術資料	
	各記録書	
	実施設計チェックシート	
	透視図	
	模型	
	計画通知書（昇降機設備を除く）	
	建築基準法の許可申請書	
	建築物省エネ法第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画通知書	
	建築物省エネ法第20条第2項に規定する建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画通知書	
	建築基準関係規定（みなし規定を含む。）等に係る法令・条例に関する許認可申請書類	
	新潟市中高層建築物の建築に関する指導要綱に規定する計画建築物の届出書（電波障害対策計画書を含む）	
	新潟市共同住宅の建築指導要綱に関する共同住宅建築計画届出書	
	新潟市建築環境総合性能評価制度（CASBEE新潟）に規定する建築物環境配慮計画書	
	景観法に関する景観計画区域内における行為の届出書	
	新潟市生活環境の保全等に関する条例に関する指定開発事業の届出書	
	新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に関する家庭系廃棄物集積場設置届出書又は事業系一般廃棄物及び再利用対象物保管場所設置届出書	
	都市再生特別措置法に基づく新潟市立地適正化計画に関する届出書	
	土壌汚染対策法に関する一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	
	リサイクル計画書	

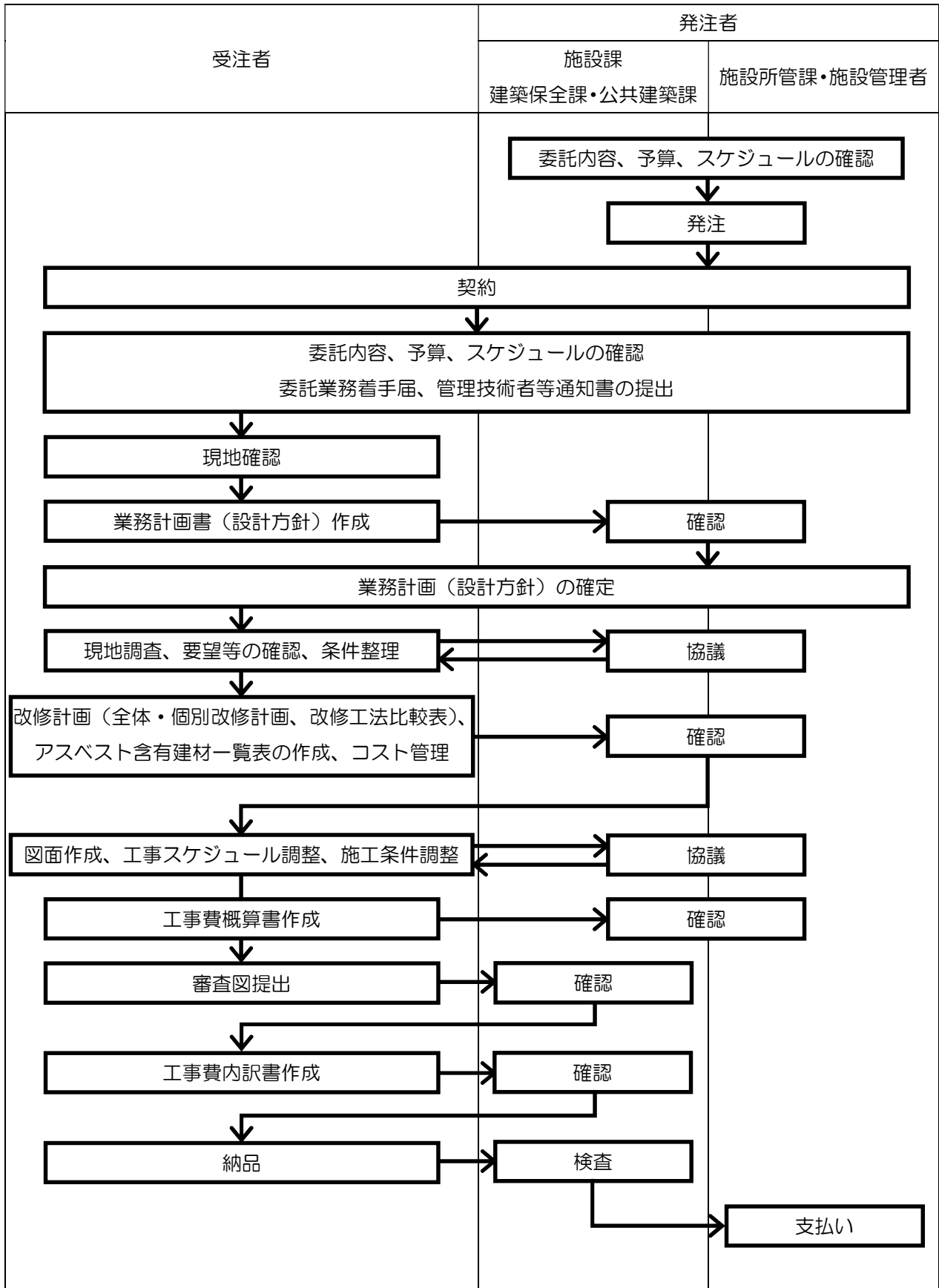
	成果品	製本形態等
	住民説明等に必要な資料（法令等に基づくものを除く）	
	概略工事工程表	
	アスベスト分析調査・報告書（○検体）	
	全体改修計画書	
	個別改修計画書	
	改修工法比較表	
	アスベスト含有調査建材一覧表	
	認定申請書	
<p>（注）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 成果品は指定のされたものを除き、A4判を基本とする。</li> <li>● 建築（構造）の成果品は、建築（意匠）実施設計の成果品の中に含めることができる。</li> <li>● 成果品は、監督員の指示により、製本とする。</li> <li>● 成果品は電子データを提出すること。図面はCAD及びPDFとする。その他成果品のデータ形式は監督員との協議による。</li> <li>● 電子データは最新のウィルスチェックを行うこと。</li> </ul>		



※発注者が確認するとされている項目で指摘事項がある場合は、修正後に再度確認を受けること。



※発注者が確認するとされている項目で指摘事項がある場合は、修正後に再度確認を受けること。



※発注者が確認するとされている項目で指摘事項がある場合は、修正後に再度確認を受けること。







現況配置図 (S=1:250・A1→A3=50%)

新潟市巻斎場火葬炉整備事業  
要求水準書

令和5年4月  
新潟市

## 目 次

### 第 1 総則

1	本書の位置付け	1
2	事業概要	1
3	設計上の留意事項	1
4	適用法令・基準等	2
5	災害時の対応	3
6	本要求水準書に記載のない事項	3

### 第 2 火葬炉設備工事要求水準

1	工事範囲	4
2	火葬炉設備概要	5
3	提出設計図書等	10
4	設計・施工事業者への設計支援業務	12
5	許認可申請	12
6	施工	13
7	稼働準備業務	15
8	性能試験と保証事項	15
9	正式引渡し	17
10	その他	17

### 第 3 火葬炉設備の長期修繕計画の経費等の保証について

1	概要	18
2	業務の実施内容	18
3	保証期間終了後の措置	19

## 第 1 総則

### 1 本書の位置付け

本要求水準書は、新潟市巻斎場火葬炉整備事業の実施にあたって、新潟市（以下「市」という）が事業者要求する施設等の最低限の必須事項を示すものであり、市は本施設がこの要求水準以上であることを求めるものである。なお、事業者提案の性能が要求水準を上回る部分については、事業者提案を優先する。

### 2 事業概要

#### (1) 事業名称

新潟市巻斎場火葬炉整備事業

#### (2) 建設場所

新潟市西蒲区和納 地内

#### (3) 事業期間（予定）

① 設計等業務協力期間 契約締結の日～令和 7 年 3 月 31 日まで

② 工事期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 19 日まで

※ 令和 9 年度の供用開始を計画しているため、それまでに実稼働できる状態に完了させること。

#### (4) 火葬炉設置基数

人体炉 3 基とする。

#### (5) 死亡者数の見込

1 年あたりの西蒲区の死亡者数の推計は以下のとおり。

年度	令和 7～12 年	令和 12～17 年	令和 17～22 年	令和 22～27 年
死亡者数 推計値	897 件	950 件	988 件	1,001 件

### 3 設計上の留意事項

- ・建設地の地域性並びに「新潟市巻斎場整備に関する基本構想」の内容を十分考慮し整備すること。
- ・新斎場施設の供用までは、現在の斎場の通常運営を継続するので、工事にあたっては、現在の斎場の通常運営に支障をきたさないこと。
- ・遺体への尊厳に配慮した設備とすること。
- ・諸設備は、高い安全性と信頼性及び十分な耐久性を有し、維持管理が容易なものであること。
- ・火葬炉設備の耐用年数は 30 年間以上で計画すること。
- ・大規模災害時や故障時においても、確実に火葬が終了すること。
- ・省力化、省エネルギー化及び諸経費の軽減が図られた設備であること。
- ・ダイオキシン類、ばい煙、悪臭、騒音等の公害発生防止に配慮し、周辺環境にも配慮した設備であること。
- ・無煙化を目指すこと。
- ・作業環境の安全性・衛生性・快適性に留意すること。
- ・遺族や会葬者の火傷防止等安全には十分配慮すること。
- ・火葬に係る作業全般において、極力自動化を図りコストの低減を目指すものとする。
- ・将来の火葬炉設備のオーバーホール、更新等を考慮すること。
- ・点検整備等により、運転停止期間中の火葬炉がある場合にも、支障なく同系列内の当該炉以外の単

独運転が可能なシステムとすること。

- ・適切な塩害対策、強風（ダウンウォッシュ現象に対する）対策、雪害対策を講じること。
- ・火葬炉整備事業者として選定された場合、市が別途公募予定の設計・施工事業の募集、選定に係る業務へ協力すること。
- ・設計・施工事業に選定された者と連携を図ること
- ・設備機器は「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に適合する耐震性能を有すること。耐震性能は次のとおりとし、「耐震安全性の分類」は重要機器とする。

対象部位	耐震安全性の分類
構造体	Ⅱ類
建築非構造部材	A類
建築設備	甲類

#### 4 適用法令・基準等

本事業の実施にあたり、下記の関係法令・関係条例・基準等を遵守すること。

- ・墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）
- ・都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ・電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ・騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
- ・ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
- ・新潟市墓地、埋葬等に関する条例（平成 12 年 3 月 28 日条例第 10 号）
- ・その他の関係法令、関係条例等
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（最新版）及び「建築工事標準詳細図」（最新版）
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「機械設備工事標準仕様書」（最新版）及び「機械設備工事標準図」（最新版）
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「電気設備工事標準仕様書」（最新版）及び「電気設備工事標準図」（最新版）
- ・産業標準化法「日本産業規格（JIS）」（最新版）
- ・一般社団法人日本電機工業会「日本電機工業会規格（JEM 規格）」（最新版）
- ・一般社団法人電気学会「電気規格調査会標準規格（JEC 規格）」（最新版）
- ・一般社団法人日本電気協会需要設備専門部会「内線規定」（最新版）
- ・火葬場から排出されるダイオキシン削減対策検討会「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」（平成 12 年 3 月）
- ・厚生労働省健康局生活衛生課長通知「火葬場における有害化学物質の排出実態調査及び抑制対策に関する報告書の送付について」（平成 22 年 7 月）
- ・その他の関係基準・規格等

- ・（参考）特定非営利活動法人日本環境斎苑協会「火葬場の建設・維持管理マニュアル改訂新版」

## 5 災害時の対応

### (1) 大規模災害等への対応

- ① 大規模災害等が発生した場合であって、市が必要であると判断したとき（以下「災害発生時」という。）には、業務実施時間を延長し、新潟県地域防災計画等による支援を行うことを想定している。
- ② 災害発生時において、最大 6 回／炉・日を 1 週間程度稼働に対応可能な施設整備を実施し、緊急時における体制、対応を整備すること。

## 6 本要求水準書に記載のない事項

本要求水準書に記載のない事項は、関係法令、関係条例、基準等を遵守したうえで、事業者の提案とする。

## 第2 火葬炉設備工事要求水準

### 1 工事範囲

#### (1) 工事内容

工事の内容は、次のとおりとする。

- ① 燃焼、給排気及び火葬炉設備一式の設置工事（躯体へのスリーブ・開口を含む）
- ② 制御・操作に必要な電気・計装設備工事（案内表示盤は含まない。）
- ③ 必要に応じ、排ガス等の検査に必要な計測器などの常設設備の設置（提案による）
- ④ その他付帯工事等
  - ・前室（冷却室）、残骨灰・飛灰吸引装置の整備
  - ・柩運搬車（建築計画に支障のない取り回しができること）（参考2台）
  - ・台車運搬車（建築計画に支障のない取り回しができること）（参考2台）
    - ※ 電動走行式（1日稼働可能なバッテリー）とする。
    - ※ 予備を用意するものとする。
  - ・炉内台車3台のほか必要に応じて予備を用意するものとする。
  - ・保守点検工具
  - ・予備品、消耗品
  - ・収骨用具
  - ・その他必要な付帯工事等（提案による（塩害対策を含む））

#### (2) 工事範囲

- ① 電気設備
  - ・火葬炉動力制御盤2次側以降を施工範囲とする。
  - ・電力会社との責任分界点から受変電設備までの電気設備工事及び自家発電設備については工事に含めないものとする。
- ② ガス設備
  - ・ガバナからの建築用ガス供給設備との分岐点以降を施工範囲とする。（バルブは含まない）
- ③ 給排水設備
  - ・火葬炉設備に水を使用する場合は、建築用給排水設備からの分岐点以降を施工範囲とする。
- ④ 予備品・消耗品・収骨用具
  - ・予備品、消耗品、収骨用具は、保証期間（「第2-8-(3)-ウの期間」）中に必要な数量とする。保証期間中に不足が生じた場合は、事業者の負担により追加するものとする。
  - ・収骨用具は機能的とし、遺族の目にふれるものについては美観に留意すること。

※ 機械基礎、火葬炉化粧扉、機械搬入用フック、屋上点検用タラップ設置の工事は本工事範囲に含まない。

## 2 火葬炉設備概要

### (1) 基本要件

#### ① 火葬炉設備主要項目

##### ア 火葬重量

火葬炉の火葬標準重量は次のとおりとする。

(燃焼計算書の基本要件では、遺体重量を 75kg とする。)

区 分	遺体重量等	棺重量	副葬品
火葬炉	75kg	15kg	10kg

ただし、遺体重量 100 kg以上の大型遺体の火葬も可能であること。

##### イ 火葬可能棺寸法

区 分	長 さ	幅	高 さ
火葬炉	2,100mm	650mm	650mm

##### ウ 火葬時間

###### (ア) 火葬炉

- ・遺体等を火葬炉に入れてから、冷却開始まで、原則としてデレッキを一切使用せず、通常 60 分とする。
- ・標準重量を超える場合、火葬時間を延長することにより対応する。

###### (イ) 冷却時間

- ・炉内及び前室での強制冷却により、火葬終了後、15 分程度で収骨が可能な温度になるものとする。

##### エ 運転回数 (火葬炉)

- ・通常：最大 3 回／炉・日とする。
- ・災害発生時：最大 6 回／炉・日、1 週間程度稼働とする。

##### オ 使用燃料

- ・都市ガス 13Aとする。

##### カ 主要設備方式

###### (ア) 炉床方式

- ・台車式

###### (イ) 主燃焼炉

- ・炉内温度は、800℃以上を確保すること (火葬開始直後は除く)。

###### (ウ) 再燃焼炉

- ・炉内温度は、予熱直後から火葬終了まで、800℃以上を確保すること。
- ・最大排ガス量に対して 1 秒以上の滞留時間を確保すること。

###### (エ) 排ガス処理設備

- ・バグフィルター

###### (オ) 排ガス冷却方式

- ・均一、急速に降温できる方式とする。

###### (カ) 排気方式

- ・1 炉 1 排気系列の強制排気方式とする。



(キ) 残骨灰、飛灰処理方式

- ・残灰庫へ真空輸送方式とする。
- ・台車、集じん装置等の清掃のため適切な個所に残骨灰用、集じん灰用吸引装置を設けること。

キ 燃焼監視・制御

- ・各火葬炉について、焼却と冷却、排ガス冷却及び排ガス処理等の運転に係る各機器の制御、運転状況等の監視及び記録等については、コンピューター等で一括して行うものとする。記録項目は、市と協議のうえ、決めること。

ク 異常・非常時の運転

(ア) 基本事項

- ・炉内温度、炉内圧、排ガス温度等に異常が生じた場合においても適切に対応し、火葬中の火葬を継続できる運転システムとする。
- ・停電時には、自動で自家発電設備からの電力供給を受けるシステムとする。停電時には、火葬炉3基を同一時間帯に強制排気方式で運転するが、バグフィルターは使用しなくてもよい。

(イ) 地震時の対応

- ・震度 5 弱以上を検知することにより、全施設が安全側に停止するシステムとし、監視盤に警報を表示すること。
- ・復帰は、斎場職員（別途、市が選定する火葬炉を操作する事業者の職員。以下「斎場職員」という。）が確認の後、手動復帰できること。

ケ 予備バーナユニット

- ・故障で火葬が中断したとき、火葬を完了するための予備バーナユニットを 1 基分備えることとし、詳細は提案による。

コ 告別方法

- ・基本設計で検討する。

サ 収骨方法

- ・炉内台車を運搬車で収骨室へ移動させ、収骨する方法とする。

シ 安全対策

- ・日常運転における危険防止及び誤操作による事故防止のため、各種インターロック機能を設け、非常時には各装置が全て安全側へ作動する危険回避機能を具備すること。
- ・自動化した部位については、全て手動操作が可能ないように設計すること。
- ・斎場職員の安全、事故防止に十分配慮すること。
- ・斎場職員の火傷防止のため、表面温度が 50℃以上となる部分には断熱工事を行うこと。

② 公害防止に係る規制値

ア 排ガス基準

排ガス基準は、次表の規制値以下とする。（1 行程の平均値、排気筒出口）

排ガスの濃度は、酸素濃度 12%換算値とする。

項目	規制値
ばいじん量	0.01g/m <sup>3</sup> N
硫黄酸化物	30ppm
窒素酸化物	250ppm
塩化水素	50ppm
一酸化炭素	30ppm
ダイオキシン類	1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N

イ 悪臭基準

次の規制値以下とする。

- 臭気濃度（各排気筒出口） 500 以下  
（火葬場の敷地境界） 10 以下

- 特定悪臭物質濃度（各排気筒出口）の基準

次表の規制値以下とする。

項目	規制値
アンモニア	1 ppm
メチルメルカプタン	0.002 ppm
硫化水素	0.02 ppm
硫化メチル	0.01 ppm
二硫化メチル	0.009 ppm
トリメチルアミン	0.005 ppm
アセトアルデヒド	0.05 ppm
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm
ノルマルバレールアルデヒド	0.009 ppm
イソバレールアルデヒド	0.003 ppm
イソブタノール	0.9 ppm
酢酸エチル	3 ppm
メチルイソブチルケトン	1 ppm
トルエン	10 ppm
スチレン	0.4 ppm
キシレン	1 ppm
プロピオン酸	0.03 ppm
ノルマル酪酸	0.001 ppm
ノルマル吉草酸	0.0009 ppm
イソ吉草酸	0.001 ppm

ウ 飛灰

飛灰中のダイオキシン類濃度は、3ng-TEQ/g（乾量）以下とする。

## エ 騒音基準

稼働時の騒音基準は、次の規制値以下とする。

項目	規制値	
	告別室（炉前ホール）	全炉稼働時
敷地境界	全炉稼働時	50 dB (A)
作業室内	全炉稼働時	80 dB (A)
	1 炉稼働時	70 dB (A)

## オ 振動基準

稼働時の振動基準は、次の規制値以下とする。

項目	規制値	
	作業室内	全炉稼働時
敷地境界	全炉稼働時	60 dB

## カ その他

- ・ダイオキシン類の中にコプラナーPCB を含むものとする（WHO-TEF（2006）適用）。また、その測定方法は、「火葬場からのダイオキシン類排出抑制対策の検討（平成 10 年度厚生科学研究）」で採用された、1 個体全てから発生されるダイオキシン類総量を測定する方法による。
- ・特に指定しないものについては、関係法令・関係条例によるものとする。

## ③ 設備機能の確保

### ア 基本事項

- ・本要求水準書に特に明記されていない事項であっても、要求水準達成のために必要な設備、又は性能を発揮させるために当然必要とされるものについては、事業者の責任において完備しなければならない。

### イ 疑義

- ・実施設計又は施工の過程で疑義が生じた場合、事業者は、市と協議しその指示に従うとともに、協議の記録を提出しなければならない。

### ウ 変更

- ・実施設計は、この要求水準書及び技術提案書に記載された仕様に基づき行うこと。ただし、市の指示等により変更する場合はこの限りでない。
- ・実施設計の期間中、技術提案書に記載された仕様でこの要求水準書に適合しない箇所が発見された場合又は技術提案書に記載された仕様では本設備の機能を全うすることができない箇所が発見された場合は、事業者の責任及び負担において技術提案書の改善・変更を行うこと。
- ・実施設計の完了後、設計図書中にこの要求水準書及び技術提案書に記載された仕様に適合しない箇所が発見された場合又は本設備の機能を全うすることができない箇所が発見された場合は、市の承諾を得たうえで、事業者の責任及び負担において設計図書の改善・変更を行うこと。

#### ④ 材料及び機器

##### ア 基本事項

使用する材料及び機器は、すべてそれぞれの用途に適合した欠陥のない製品で、かつ、すべて新品とし、日本産業規格（JIS）、日本電機工業会規格（JEM 規格）、電気規格調査会標準規格（JEC 規格）に規格が定められているものは、これらの規格品を使用しなければならないほか、次の項目にも適合するものとする。

- ・高温部に使用される材料及び機器類は、事業者の判断により選定する。
- ・腐食性環境で使用する材料は、耐蝕性に優れていること。
- ・摩耗の恐れのある環境で使用する材料は、耐摩耗性に優れていること。
- ・屋外で使用されるものは、耐候性に優れていること。
- ・駆動部を擁する機器は、低騒音・低振動性に優れていること。

なお、使用する材料及び機器は、過去の実績、公的機関の試験成績等を十分検討のうえ選定するとともに、できる限り汎用品を使用するよう努めるものとする。

##### イ 機材メーカーの選定基準

本設備に使用する材料及び機器類は、事業者の判断により選定する。ただし、事業者以外の者に属する特許使用の許諾及び実用新案等の工業所有権の使用の承諾が必要な場合は、事業者の責任及び費用負担により対処すること。

ウ 会葬者の目に触れるスイッチ類、電線等がある場合は、デザインや配色等を考慮すること。

#### ⑤ 区画処理

炉室の防火区画をケーブル・配管等が貫通する部分は、法令で規定された構造及び仕様又は性能基準を満たすよう区画処理を行うこと。

#### ⑥ 構造計画

ア 振動を伴う機器は十分な防振対策を考慮すること。

イ 機器の据え付け基礎については、設計・施工事業者と綿密な協議を行い、設計施工に反映させること。

ウ 集じん機などの重量の大きな機器を支持する架構は十分な強度、剛性を有し、地震発生時にも十分耐えうる構造とすること。

#### (2) 歩廊・階段、作業床仕様

① 設備の保全及び日常点検に必要な歩廊、階段、柵、手摺、架台等を適切な場所に設けること。これらは安全性に十分配慮したものであること。

② 高所点検等が不可欠な設備は、安全な作業姿勢を維持できる作業台を設けること。

③ 突起部には保護カバーを設けること。

④ 床はグレーチングとして、点検口付近の床はチェッカープレートであること。

- ⑤ 通路には段差を設けないこと。通路上の障害物を回避できない場合は、踏台等を設置すること。
- ⑥ 必要に応じて手摺、ガードを設ける等転落防止対策を講じること。
- ⑦ 歩廊は、原則として行き止まりを設けないこと。（2方向避難の確保）
- ⑧ 階段の傾斜角（原則として45度以下）、蹴上、踏み面は寸法を統一すること。

(3) 機械設備工事仕様  
提案による。

(4) 電気・計装設備工事仕様  
提案による。

(5) その他の用具等の仕様

- ① 死胎・産汚物等の火葬を可能とするため、耐熱性容器や囲い枠用煉瓦等、必要な付属品を1炉分納入すること。
- ② 上記以外は提案による。

### 3 提出設計図書等

(1) 実施設計図書

選定された事業者は直ちに実施設計に着手するものとし、実施設計図書として次のものを指定期日までに提出のうえ、市の承諾を得ること。また、図書作成に要する一切の経費は事業者の負担とする。

・仕様書類	A4判	4部
・図面類	A1判二つ折り製本	3部
・図面類（縮小版）	A3判二つ折り製本	4部

① 設計資料等

- ・機器配置図（平面・立面・断面）
- ・基礎図及び主要機器の耐震強度計算書
- ・騒音、振動を発生する機器についての基本データ
- ・機材、機器等の搬入及び据付、並びに火葬炉設備及び排ガス処理設備等の整備に必要なホイスットの仕様及び配置図
- ・各設備配管、ラック、ダクト等の孔あけ図
- ・台車移動装置のレベル取合図
- ・監視室、炉室、機械室等の空調負荷計算書、必要照度設定表、器具・照明スイッチ位置図
- ・残骨灰・飛灰処理室の機器配置図（吸引装置等）、及び残骨等の貯留位置を示す計画図
- ・電気負荷設備容量（火葬炉1系列及び火葬炉全設備）算出表
- ・センサー類の検出端等に設置するステップ、通路等の説明図
- ・共通点検歩廊説明図
- ・設計協議議事録
- ・その他、市が指示するもの

② 実施設計図書

ア 火葬炉設備説明書

- ・概要説明書（各設備概要）
- ・制御システムの構成及び動作に係る説明書（フローチャート）
- ・設計計算書（物資収支、熱収支、機器容量計算書、排気筒拡散計算書等）
- ・工事仕様書
- ・特許及び実用新案及びリスト
- ・積算内訳書

イ 図面等

- ・設備フローシート
- ・全体配置図、主要平面図、断面図、立面図
- ・主要機器の構造図
- ・計装系統図（空気、排ガス、燃料、残灰、飛灰等）
- ・電気設備、計装設備機器リスト及び設置位置図
- ・主要センサーリスト及び設置位置説明図
- ・炉前制御盤、現場操作盤、中央監視盤の表示態様

ウ その他、市が指示するもの

(2) 施工承諾申請図書

事業者は、実施設計に基づき工事を行うものとする。工事施工に際しては事前に承諾申請図書により市の承諾を得てから着工すること。提出部数は、返却用を含め各3部とする。

① 施工体制図書

- ・施工体系図
- ・施工体制台帳の写し
- ・緊急時の体制
- ・その他必要かつ指示された事項

② 施工計画関連図書

ア 施工計画

- ・施工計画書（工事工程表、仮設計画、安全計画含む）
- ・施工要領書（据付要領書を含む）
- ・機器搬入計画書（搬入要領書を含む）

イ 設備機器詳細図等

- ・機械設備図（構造図、断面図、各部品詳細図、組立図、主要部品図、付属品図）
- ・電気設備図（主要機器姿図、単線結線図等）
- ・機器性能の保証
- ・性能曲線図
- ・バグフィルターの性能証明書（製作メーカーが作成したもの）
- ・その他、市が指示する機器の性能

ウ 検査要領書等

- ・試運転計画書・要領書
- ・緊急作動試験計画書・要領書（地震、火災、排ガス温度異常、バーナ故障、インバータ故障、その他を想定すること。）
- ・検査計画書・要領書
- ・その他、市が指示するもの

### (3) 完成図書

事業者は工事竣工に際し、市所定の工事関係書類のほか、完成図書として次のものを提出すること。CAD図面や計算書等、電子記録媒体で提出できるものは、媒体に収録したものもあわせて提出すること。CAD図面は、「.jww」及び「.pdf」形式とし、その他の場合は協議すること。

・竣工図	3部
・竣工図縮小「A3判」	3部
・単体機器メーカーリスト	2部
・取扱説明書	2部
・試運転報告書（予備性能試験を含む）	2部
・排ガス等検査報告書	2部
・単体機器試験報告書	2部
・設備台帳（Excel形式ファイル）	一式
・性能保証書	1部
・緊急動作試験報告書	2部
・社内検査・監督員検査報告書	1部
・定期点検要領書	2部
・運転マニュアル （通常運転、故障、異常、非常時の運転等を網羅すること。）	2部
・機器保証内容一覧	1部
・打合せ議事録	1部
・その他、市が指示する図書	一式

### (4) その他の提出図書

その他の書類として次のものを提出すること。

- ・工事着手届兼現場代理人等選任届（市指定様式）  
（技術者として本工事に必要な「資格証」の写しを添付すること。）
- ・工程表（市指定様式）
- ・社会保険等加入に係る誓約書（市指定様式）
- ・火災保険証等の写し
- ・使用材料承諾願
- ・各種協議簿
- ・月例・週例打合せ記録簿
- ・工事進捗状況報告書
- ・工事日報（安全日報要素も含む）
- ・各種検査立合願（工事検査を含む）
- ・その他、市が指示する書類

## 4 設計・施工事業者への設計支援業務

事業者は、市が別途発注する設計・施工事業者に対し、火葬炉設備に関する設計支援業務を行う。設計支援業務は、技術提案書等に記載された内容を反映しつつ、市及び設計・施工事業者との協議に基づいて行う。

## 5 許認可申請

工事内容により関係官庁へ認可申請、報告、届出等の必要がある場合には、その手続きは事業者の経費負担により速やかに行い、市に報告すること。また、工事範囲において市が関係官庁への許認可申請、報告、届出等を必要とする場合、事業者は書類作成等について協力し、その経費を負担すること。

## 6 施工

施工に際しては、次の事項を遵守すること。

### (1) 安全管理

工事中の危険防止対策を十分に行い、併せて作業従事者への安全教育を徹底し、労務災害の発生がないよう努めること。

### (2) 事前協議・工事打合せ

施工にあたっては、事業者は市と十分な協議を行うとともに、設計・施工事業者とも十分な事前協議を行い、施工上のトラブルが発生しないよう努めなければならない。また、工事を円滑に進めるため、定期的に市の立会いのもとに工事打合せを行い、打合せ事項については、議事録を作成し速やかに市に提出すること。

### (3) 検査及び試験

工事に使用する主要機器、材料の検査及び試験は下記による。

#### ① 立会検査及び立会試験

主要機器の搬入、据付、組み立て等に対する検査及び試験は、原則として市の立会のもとで行うものとする。ただし、市が認めた場合には、事業者が提示する検査（試験）成績書をもってこれに代えることができる。

そのほか諸官庁などの検査や試験がある場合には、市の立会のもとに行うこととする。

#### ② 検査及び試験の方法

検査及び試験は、あらかじめ市の承認を得た検査（試験）要領書に基づいて行うこと。

#### ③ 検査及び試験の省略

公的又はこれに準ずる機関が発行した証明書等で成績が確認できる機器については、検査及び試験を省略できる場合がある。この場合は事前に市と協議し、承諾を得るものとする。

#### ④ 機器の工場立会い検査・試験

市が必要と認める機器については、工場立会い検査（試験）を行う。

#### ⑤ 経費の負担

工事に係る検査及び試験の手続きは事業者が行い、これに要する経費は事業者の負担とする。

### (4) 現場管理

資材置き場の位置、資材搬入路の確保、仮設事務所の設置などについては、市及び他の工事業者と十分な協議を行い、工事の施工及び現斎場の運営に支障が生じないようにすること。また、整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。発生した事故等に対する示談、補償、調停、届出等は、全て事業者の責任において処理すること。資材置場、仮設事務所、作業員用駐車場などで建設用地以外に用地が必要な場合は、事業者の責任で用意すること。

### (5) 現場代理人

現場代理人は、施設全体を十分に把握できる有能な専門技術者であって、工事の着工から試運転に至るまでの現場の一切の責任者として常駐すること。また、現場代理人の変更がある場合には、あらかじめ市の承諾を得ること。



(6) 工事車両搬入路及び現場環境の保全

① 事業者は、常に工事車両搬入路及び工事現場の整理・整頓・清掃を励行し、工事中に発生する騒音・振動・粉じん等については、関係法規を遵守し現場及び現場付近の保全に努めること。なお、木火葬炉工事に必要な建設用地内の工事車両搬入路等の除雪は、本事業に含む。

② 本工事における工事搬入路（作業員の車両を含む）は、現巻斎場施設利用者及び職員の妨げとならないよう配慮し、工事の過程において変更する場合は、市と十分に協議すること。

(7) 工事日報の提出

現場代理人は、設備工事の進捗状況・作業内容及び人数・搬入材料等を記入した工事日報を市に提出すること。

(8) 工事写真の撮影

事業者は、設備全般にわたってはもとより、工事工程に従って段階的に建築工事・設備等についての工事写真を撮影編集し、市の要求に応じて閲覧できるように整備しておくこと。また、工事検査の際には必要書類と一緒に速やかに市に提出すること。

工事写真撮影にあたっては、工事看板を付し必要箇所を撮影し、工事写真は全てカラー写真とする。

なお、工事着手前に工事現場及びその周辺の必要と思われる所は、写真を撮影しておくこと。

(9) 社会保険関係法令の遵守について

次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く）をすべての回数において下請負人とししないこと。

- ・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

(10) 補償

工事施工方法により、現斎場利用者及び職員並びに近隣住民に支障を及ぼすことのないように工事を行うこと。なお、工事の影響による補償は事業者の負担とする。

(11) 工事中役務

施工に必要な仮設の水道、電気等の接続は、施設建設に係る建築工事や他の設備工事の事業者と十分調整、協議のうえ、事業者の負担において行うものとする。また、設備引渡しまでの電気、水道、燃料等の必要な使用料金は事業者の負担とする。

(12) 仮設

工事に必要な仮設工事は、事業者の見込みにより計画すること。

(13) 発生材の処理

工事に際して生じる発生材は全て敷地外に搬出し、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、その他関係法令等に従い適正に処理し、市に報告すること。

(14) 復旧

他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努めること。また、万一損傷等が発生した場合は、市

に連絡のうえ、事業者の責任及び負担により速やかに復旧すること。

#### (15) 保険

設備の施工に際しては、火災保険又は組立保険等に参加すること。なお、その際は、現場着工日から竣工日に 14 日間を加えた加入期間とする。

### 7 稼働準備業務

#### (1) 試運転

- ・事業者は、火葬炉設備等の設置後、新斎場施設整備の工期内に試運転を行うものとする。また、非常事態等を想定した緊急動作試験を行うものとする。
- ・事業者は、市と協議のうえ、試運転実施要領を作成すること。また、試運転期間中、専門技術者を現地に常駐させること。
- ・試運転の実施において支障が生じた場合は、事業者の責任のもとに対応するものとする。
- ・事業者は、試運転記録を作成し、市に提出すること。この期間に行われる調整及び点検は、原則として市の立会いを要するものとし、発見された補修箇所及び物件については、その原因及び補修内容を市に報告すること。なお、補修に際して、事業者はあらかじめ補修実施要領書を作成し、市の承諾を得て行うこと。
- ・試運転にかかる経費は、事業者の負担とする。

#### (2) 運転管理指導

事業者は、施設が支障なく稼働するよう、斎場職員の研修等を含めた指導を行うものとする。

- ・運転管理指導計画書を作成すること。
- ・斎場職員へ火葬炉の操作等についての指導を実施するものであり、指導の方法等については、提案に基づき、市と協議のうえ、決定する。
- ・指導にあたっては、炉数及び火葬件数を考慮し、十分な指導人員配置とすること。
- ・施設の円滑な運営に必要な機器の運転管理方法や取扱い、日常的な保守点検、非常時の対応等についての管理運転マニュアルを作成すること。
- ・運転管理指導は、試運転期間及び供用開始後の実運転時に行うものとする。研修期間は協議による。
- ・運転管理指導にかかる経費は、事業者の負担とすること。
- ・供用開始後、市の要請があった場合は斎場職員の運転管理指導に協力すること。

### 8 性能試験と保証事項

#### (1) 予備性能試験

##### ① 予備性能試験

- ・事業者は、排ガス等検査の前に予備性能試験を行い、試験成績書を排ガス等検査の前に、市に提出すること。

##### ② 緊急動作試験

- ・非常停電、機器故障等、施設の運転時に想定される重大事故について、全系列の緊急動作試験を行い、施設の機能の安全を確認するものとする。
- ・疑似信号を用いて、全系列の排ガスバイパスの緊急動作試験を行うこと。
- ・直結回路での冷却用送風機及び排風機の運転を行うこと。

##### ③ 竣工検査

- ・予備性能試験及び緊急動作試験終了後、市による火葬炉設備の設置状況、塗装状況、完成度等について検査を実施する。

## (2) 排ガス等検査

### ① 排ガス等検査

- ・事業者は、竣工時（供用開始後速やかに）に 1 回、保証期間中（「第 2-8-(3)-ウ」の期間中）に年 1 回、原則市の立会いのもと排ガス等（大気、悪臭、騒音、振動等）の検査を実施し、検査結果を市に報告するものとする。なお、本施設の着工前に、現況を把握するため、事業区域境界において、悪臭、騒音、振動等の測定を行うこと。

### ② 排ガス等の検査条件

- ・排ガス等検査は、公害防止基準に掲げた項目について実施する。なお、事業者は検査項目・検査方法等を明記した検査要領書を作成し、市の承諾を得なければならない。検査の測定方法、分析方法等は、関係法令及び規格等に準拠して行うものとする。
- ・原則として、実運転時に実施するものとする。なお、事業者の提案により、市が認めた場合はこの限りではない。
- ・竣工時の検査は、全系列について行い、保証期間中（「第 2-8-(3)-ウ」の期間）は、市が指定する 1 系列について行うものとする。
- ・排ガス等検査の結果、公害防止基準のうち 1 項目でも基準値を満足しない系列がある場合は、その原因を速やかに市に報告し、事業者の責任と費用負担において改善を行い、改めて当該系列の再検査を行うものとする。なお、事業者に帰責事由が無い場合の改善・再検査費用は市の負担とする。
- ・残骨灰及び飛灰については、ダイオキシン類の検査を 2 年間は事業者の負担で、年 1 回実施し、適正に処理するものとする。
- ・なお、竣工時及び保証期間中（「第 2-8-(3)-ウ」の期間中）の排ガス等検査にかかる費用は事業者の負担とする。

## (3) 保証事項

### ① 責任施工

事業者は、本要求水準書等に明示されていないものであっても、性能を発揮するために必要な設備等は事業者の負担で整備しなくてはならない。

### ② 保証内容

#### ア 機器の保証

事業者は、保証期間中のすべての機器の性能・機能を保証するものとする。

#### イ 性能の保証

本要求水準書に記載された火葬・冷却時間、運転回数能力及び公害防止基準、提案に基づく火葬 1 件あたりの想定ガス使用量を遵守する。事業者提案が要求水準を上回るものについては、事業者提案による。

#### ウ 保証期間

- ・保証期間は正式引渡しの日から 2 年間とする。ただし、事業者の瑕疵と認められるものについてはこの限りでない。
- ・保証期間中の設計・施工及び材料並びに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等は、事業者の負担により速やかに補修・改造又は交換しなければならない。ただし、斎場職員の誤操作又は天災等の不測の事態に起因する場合はこの限りでない。

- ・保証期間終了期限の 3 か月前にあらかじめ市と協議のうえ、「瑕疵保証終了引渡し前確認検査要領書」を作成し、市の立会のもと、事業者の責任と費用負担において検査を実施しなければならない。また、不具合事項が確認された場合は、市と協議し事業者の負担により、定められた期限内に手直しを終了しなければならない。
- ・事業者立ち合いのもと、正式引渡し後 1 年目及び 2 年目には瑕疵検査を行うこととする。実施期日については市が指定する。
- ・保証期間終了後、1 年は火葬炉設備の性能が維持されること。
- ・なお、斎場職員の誤操作により火葬炉に修理等が必要となった場合には、市又は運営事業者との協議により修理費用等を負担することとする。ただし、運転管理指導内容に瑕疵があったと合理的に判断される場合には、応分の負担を本業務の事業者が求められる可能性も否定されないことを認識し、誤操作の防止対策をはじめ、設備の異常時、地震や浸水等の災害発生時、インフラ途絶時等への対応が可能であることを最低限の目標とし、さらに誤操作を起こした場合の対応等、想定外の局面を出来る限り回避する知識・技術を習得することに向けた指導業務の内容を提案すること。

## 9 正式引渡し

工事竣工後に正式引渡しとする。工事竣工とは、「第 2-2 工事範囲」に記載された工事を全て完了し、「第 2-8-1(1) 予備性能試験」による性能試験により所定の性能が確認された後、契約書に規定する竣工検査を受け、これに合格した時点とする。

市に引渡し完了するまでは、事業者の責任で設備機器等を管理すること。なお、やむを得ず正式引渡し以前に使用した備品、損耗の激しいもの（消耗品）については、市の指示により事業者の負担にて引渡し時点までに、必要量を納入し、及び交換すること。

なお、「第 2-8-2(2) 排ガス等検査」は実火葬での検査が必要となるため、供用開始後（正式引渡し後）の検査なるため、引渡しに際し、必要に応じて、事業者は「第 2-8-2(2) 排ガス等検査」が要求性能を満たす結果を得られるまで、責任をもって設備の整備を行う旨の確約書の提出を求める場合がある。

## 10 その他

- ・設計・施工業務、斎場の運營業務については、市が別途に、事業者を選定、入札等を行うこととしているので、これらの事業者と連携のもと本事業を実施すること。
- ・事業者は、市が行う設計・施工業務の事業者の選定にあたり、募集要件の内容検討等に関して、市の求めに応じて協力すること。

### 第3 火葬炉設備の長期修繕計画の経費等の保証について

#### 1 概要

##### (1) 基本要件

- ・事業者は、火葬炉設備について、本要求水準書及び事業者提案を遵守し、適切な状態・性能を保つため、長期修繕計画書（本実施要領 様式8）を作成し、(2)に示す保証期間の保守点検、修繕、消耗品等納品にかかる全体額を保証すること。
- ・保証期間終了時においても、本要求水準書に示された良好な状態に保持していること（ただし、経年劣化を除く）とし、保証期間終了直後に極端な修繕費が発生することのない適切な長期修繕計画とすること。

##### (2) 火葬炉設備の長期修繕計画の経費等の保証期間

- ・施設供用開始から 15 年間

##### (3) 契約方法

- ・予算成立を条件に、単年度ごとに予算の範囲内で契約締結することを想定している。
- ・歳出予算において、業務金額について減額又は削除があった場合、本業務を実施しないことがある。
- ・社会情勢の変化などにより、火葬炉の保守点検、修繕、消耗品等納品にかかる業務の全部若しくはその一部を本要求水準書どおりに実施しないことがある。
- ・この業務を一部又は全部を実施しないことに伴い事業者に損害が生じた場合であっても、市はその損害を一切負担しない。

##### (4) 業務に対する対価

- ・事業者からの提案を基に選定後、提案内容及び金額について市との協議により調整し決定した額を上限とする。
- ・想定火葬件数との増減が生じた場合、物価変動等が生じた場合、不可抗力が生じた場合、技術革新、社会情勢の大幅な変化等、市及び事業者が提案時に想定し得なかった状況の変化が生じたと認める場合、又は、その他合理的な必要が生じたと認める場合、業務内容又は額の変更を相手に申し入れる又は求めることができる。この場合、市及び事業者は協議を行うものとする。
- ・斎場職員の誤操作により火葬炉に修理等が必要となった場合には、市又は運営事業者の協議により修理費用等を負担することとする。ただし、運転管理指導内容に瑕疵があったと合理的に判断される場合には、応分の負担を本業務の事業者に求める場合がある。

#### 2 業務の実施内容

##### (1) 火葬炉設備の長期修繕等の実施

- ・火葬炉設備の適切な状態・性能を保つために、保守点検（日常点検を除く）、修繕、消耗品等納品等を実施する。
- ・長期修繕計画書及び前年度の保守点検を基に、毎年度の開始時に、「年間修繕・保守点検等計画書」及び「長期修繕時点修正計画書」を作成すること。なお、「長期修繕時点修正計画書」において、保証終了までの期間全体の額については、選定後に市と協議した額を上限として計画すること。
- ・事業者が行う点検・報告内容等については提案とするが、新斎場の運営事業者（別途、市が選定する火葬炉を操作する事業者）が提出する日常点検・巡視業務報告、運転及び監視記録の結果を確認し、計画を作成すること。
- ・「長期修繕計画書」「年間修繕・保守点検等計画書」「長期修繕時点修正計画書」を基に、市と協議

のうえ、予算の範囲内において、業務を実施することを想定している。なお業務実施の詳細については、協議による。

- ・ 日常点検・巡視業務は斎場職員が担当することとするが、必要な技量等が維持されるよう、適宜、指導・教育すること。指導が必要になった場合は、市の要請に応じて協力すること。
- ・ 各年度の9月末日までに、次年度に必要となる長期修繕等の内容、金額を記載した「長期修繕時点修正予定表」を市に提出し、実施に向けた協議を行うこと。なお、「長期修繕時点修正予定表」において、保証終了までの期間全体の額については、選定後に市と協議した額を上限として計画すること。
- ・ 保証期間終了から1年以内に大規模な修繕等の必要性が発生しないように計画的に実施すること。

#### (2) 設備管理記録の作成及び保管

- ・ 設備の点検・修繕等の記録については提案とするが、以下のものを作成することを想定している。
- ・ 点検記録（燃料供給設備、動力設備、燃焼設備、駆動設備、炉体、排ガス処理設備、電気計装設備、附帯設備（燃料供給設備を除く）の点検表）
- ・ 整備・事故記録（定期点検整備、補修、事故、故障の記録）
- ・ 点検記録は5年以上、整備・事故記録等は、事業期間中保管すること。

#### (3) 異常発見時の報告

- ・ 事業者は、運転監視及び定期点検等により、異常が発見された場合には、速やかに市に報告するとともに必要な対応策を講じること。

### 3 保証期間終了後の措置

- ・ 保証期間終了後も設備全体が所定の性能を維持できるように、技術や情報の提供等を行うとともに、誠意をもって火葬炉性能の維持できる適切な協力体制を維持すること。